

足立区 中小企業 融資の ご案内

令和
6
年度版



区が融資をあっせん

利息を補給します

信用保証料を補助します



区では中小企業に融資をあっせんし、金融機関に支払う利息や、信用保証協会に支払う信用保証料の一部または全部を補助しています(対応する制度のみ)。

協力：東京信用保証協会／足立区中小企業融資取扱金融機関 ※本案内は令和6年4月1日時点の内容を掲載しています。
(取扱金融機関については令和6年2月16日時点)



ご利用いただける方

創業資金

下記①②③④⑤の要件を全て満たし、かつ⑥⑦⑧のいずれかを満たす中小企業者※1

- ① 融資あっせん申し込み時点で区内に住所(法人は本店または支店登記)がある
- ② 区内に営業実態がある(またはある予定)
- ③ 信用保証協会の保証対象業種※2を営み、必要な許認可を受けている
- ④ 区民税(法人は法人住民税)その他税金等の未申告・滞納がない
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない
- ⑥【創業資金①申告前】事業を営んでいない個人※3で、区内で新たに(個人でまたは法人設立して)開業する、または区内で開業してから初回の確定申告時期が到来していない
- ⑦【創業資金②申告後】事業を営んでいない個人※3で、区内で新たに(個人でまたは法人設立して)開業し、確定申告を済ませた開業5年未満(個人事業主からの法人成り含む)
- ⑧【創業資金②申告後】事業を営んでいない個人※3で、区外で(個人でまたは法人設立して)開業し、営業実態のある事業所とともに区内へ転入し、確定申告を済ませた開業5年未満

ほかにも要件があります。申し込みの流れなど詳しくは区ホームページ内の「創業資金のご案内」をご覧ください。

- ※1 特定非営利活動法人(NPO法人)は一部利用できない融資制度があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。
- ※2 遊興娯楽業・風俗業の一部、農林業・金融業などを除くほとんどの業種が該当
- ※3 現在、法人等の役員の方、または給与所得以外の収入(事業所得、不動産所得等)がある方は、原則対象になりません。詳しくは、お問い合わせ下さい。

創業資金以外

下記①②③④⑤の要件を全て満たす中小企業者※1

- ① 事業を1年以上継続している
- ② 融資あっせん申し込み時点で区内に1年以上継続して住所(法人は本店または支店登録)がある
- ③ 信用保証協会の保証対象業種※2を営み、必要な許認可を受けている
- ④ 区民税(法人は法人住民税)その他税金等の未申告・滞納がない
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない

経営安定資金・経営革新資金・小口零細資金はほかにも要件があります。別頁の「足立区あっせん融資一覧」をご参照ください。

金利・返済期間などの融資条件

- ▶ **貸付利率**
金融機関ごとに定める利率
(**固定金利** 実行後の変更不可)
- ▶ **返済期間・据置期間・融資額**
金融機関と信用保証協会が決定
- ▶ **返済**
元金均等分割返済(毎月払)

融資の審査・実行・保証

金融機関・信用保証協会の審査を経て信用保証協会の保証承諾の範囲内で取扱金融機関が融資を実行します。

審査の結果、希望する融資が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

足立区あっせん融資一覧

融資の種類 (融資限度額)	資金用途	前頁「ご利用いただける方」 以外の要件	利子補給率	利子補給期間	信用保証料補助
創業資金①申告前 (1000万円) <small>特定創業支援等事業を受けたことの証明書 を交付された者においては2000万円</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">運転</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">併用</div>	「創業計画書※1」を作成し、区 の中小企業相談員の面談を 受け、承認を受けた方 (利用できるのは1回のみ) (区のホームページ内に別途案内あり)	2.5% 貸付利率が2.5%を 下回る場合は貸付 利率と同率		(補助割合) 信用保証料の 運転資金 $\frac{1}{2}$ 信用保証料の 設備・併用資金 $\frac{2}{3}$ 信用保証料の 創業資金のみすべて $\frac{2}{3}$
	創業資金②申告後 (1000万円) <small>①の残額と合算して 特定創業支援等事業を受けたことの証明書 を交付された者においては2000万円</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">併用</div>	別頁の「ご利用いただける方」 ⑦ ⑧ の要件確認のため、開 業・廃業等届出書、法人設立 届出書が必要	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ※5 (上限1.6%)	
小口零細資金 (2000万円注1) <small>注1 他の保証協会付融資 の残額※2と合算して</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">運転</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">併用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">借換</div>	小規模企業者※3	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ※5 (上限1.6%)	融資実行日から期間経過 後の前日まで(返済期間が それに満たない場合は、実 際の最終返済日まで。区外 転出・廃業などの場合は補 助は受けられなくなります)	
経営安定資金 (1000万円)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">運転</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">併用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">借換</div>	次のア・イのいずれかに該当す る小規模企業者※3 ア: 個人事業主 イ: セーフティネット保証の認定 (右記参照)を受けた法人	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ※5 (上限1.6%)		資金ごとに上限あり 創業資金……50万円 小口零細資金…10万円 経営安定資金…10万円 経営革新資金…50万円 一般事業資金…10万円
経営革新資金 (3000万円) <small>完済前の追加申し込み不可</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">運転</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">併用</div>	新しい取り組み※4により利益を 向上させる「経営革新計画書※1」 を作成し、区の中小企業相談員の 面談を受け、承認を受けた方 (区のホームページ内に別途案内あり)	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ※5 (上限1.6%)		<small>※足立区ワーク・ライフ・バランス 推進認定企業(★★★に限る) は、融資の種類・補助割合に かかわらず、上限50万円まで 補助。 ※借換資金や、信用保証料を分割 納付する場合には、補助なし。</small>
一般事業資金 (3000万円)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">運転</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">併用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">借換</div>	—	補給なし	補給なし	

※1 区窓口でのみ配布

※2 根保証、当座貸越などの極度額がある保証は極度額

※3 常時雇用する従業員数が20人以下(小売・卸・飲食・サービス業は、5人以下)の中小企業。飲食・サービス業内の宿泊業と娯楽業は20人以下

※4 新製品・新技術の開発および事業化、新たな販売・サービス方法の開発、新事業分野への進出、事業転換、最新の機械設備・技術(特許)の導入など

※5 小数点第二位切捨て

借換資金の利用条件

- (以下の3つの条件を全て満たした場合にご利用いただけます。)
- ①借換元の融資が、足立区であっせんを受けた融資であること。
 - ②同一の金融機関で借り換えること。
 - ③元金を6回以上返済していること。

<注意事項>

- ※元金を据置くことはできません。
- ※借り換えた融資を再び借り換えることはできません(一般事業資金で申し込む場合を除く)。
- ※責任共有制度「対象」で保証された融資を責任共有制度「対象外」で借り換えることはできません。

よくある質問



利子補給金の計算方法を教えてください。

例) 融資額500万円、4月15日貸付、翌月より毎月20日に10万円返済、利子補給率1.6%の場合

$$\text{4月分} \frac{500\text{万円} \times 1.6\%}{365\text{日}} \times 36\text{日}(4/15 \sim 5/20) = 7,890\text{円} \quad (\text{端数切捨て})$$

$$\text{5月分} \frac{490\text{万円} \times 1.6\%}{365\text{日}} \times 31\text{日}(5/21 \sim 6/20) = 6,658\text{円} \quad (\text{端数切捨て})$$

$$\text{6月分} \frac{480\text{万円} \times 1.6\%}{365\text{日}} \times 10\text{日}(6/21 \sim 6/30) = 2,104\text{円} \quad (\text{端数切捨て})$$

計16,652円が初回補給金額です。



信用保証協会に支払う「信用保証料」と「区の補助金」は、どのように計算されるのでしょうか。

例) 運転資金で融資額500万円、6年(72回)返済、据置無、信用保証料率※6 1.1%、割賦係数※7 0.55の場合

$$\text{信用保証料} \frac{500\text{万円} \times 1.1\% \times 72\text{回}}{12\text{月}} \times 0.55 = 181,500\text{円}$$

$$\text{区の補助金} 181,500\text{円} \times \frac{1}{2} = 90,750\text{円}$$

$$\text{※創業資金は、} 181,500\text{円} \times \frac{2}{3} = 121,000\text{円}$$

- (「区の補助金」は円未満の端数は切捨て)
 ※6 信用保証協会審査で決定されます。
 ※7 割賦係数は、返済の割賦回数により異なります(25回払い以上は0.55)。
 ※ 資金ごとに上限あり。

セーフティネット保証制度

概要

セーフティネット保証(経営安定関連保証)は、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証制度です。(中小企業信用保険法第2条第5項)
 ※中小企業信用保険法第2条第5項についての詳細は→



認定を受けると

信用保証協会の保証限度枠が拡大(区中小企業融資の限度額は拡大されません)。

認定申請に必要な書類など、申し込みの詳細については区のホームページ内「セーフティネット保証認定手続きのご案内」をご覧ください。詳細は→



対象・資格

- 足立区内で事業を営んでいること。
- 【法人】登記簿上の本店所在地または事業実態のある事業所の所在地
- 【個人】主たる事業所の所在地
- 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から8号のいずれかの認定条件を満たしていること。

足立区中小企業融資取扱金融機関一覧

金融機関名	店名	所在地(申込窓口)	電話番号		
みずほ銀行	新橋・綾瀬・三ノ輪・ 亀有・赤羽・足立・尾久・ 千住・王子支店	千代田区神田錦町 2-11 (エンゲージメントオフィス)	6632-1051		
三菱UFJ銀行	千住・竹ノ塚・ 千住中央支店	足立区千住 2-5-3 (千住)	3881-0133		
	王子支店	北区王子 1-10-18	3911-3796		
	亀有支店	葛飾区亀有 3-23-1	3601-4726		
三井住友銀行	千住・西新井・綾瀬・ 五反野・亀有・王子・ 春日部・草加・越谷支店	台東区台東 4-11-4-4 階 (上野法人エリア)	3834-7315		
りそな銀行	王子支店	北区王子 1-16-1	3911-0131		
	千住・西新井・竹ノ塚支店	足立区千住 2-55 (千住)	3882-5142		
埼玉りそな銀行	青戸支店	葛飾区青戸 3-32-16	3602-5141		
	南越谷支店	越谷市南越谷 1-17-2	048-985-9211		
	川口・川口南平支店	川口市栄町 3-7-1 (川口)	048-253-3111		
	鳩ヶ谷支店	川口市鳩ヶ谷本町 1-15-19	048-281-0031		
	松原支店	草加市松原 1-1-6	048-942-5141		
	草加支店	草加市高砂 2-21-11	048-922-3301		
	越谷支店	越谷市越ヶ谷 2-2-40	048-962-5111		
八潮支店	八潮市大字鶴ヶ曾根 1377-2	048-995-8101			
群馬銀行	足立支店	足立区保木間 2-1-1 エース足立ビル3階	3860-1322		
常陽銀行	六町支店	足立区六町 1-17-42	3860-1071		
筑波銀行	綾瀬支店	足立区綾瀬 4-16-8	3620-3191		
武蔵野銀行	川口支店	川口市栄町 3-11-11	048-251-7200		
	草加支店	草加市高砂 2-1-7	048-922-3161		
	八潮支店	八潮市中央 1-7-3	048-999-3821		
千葉銀行	千住支店	足立区千住 1-4-1	5284-1051		
千葉興業銀行	松戸支店	松戸市根本 6-8	047-362-0151		
きらぼし銀行	王子支店	北区王子 2-24-1 エムズビル	3912-2131		
	千住・竹ノ塚支店	足立区千住中居町 28-3 (千住)	3882-1101		
	亀有・北綾瀬支店	葛飾区亀有 3-17-3 (亀有)	3603-2151		
東和銀行	草加支店	草加市中央 1-1-5	048-924-1101		
東日本銀行	千住支店	足立区千住中居町 27-18	3888-4231		
	舎人支店				
	西新井支店	板橋区中板橋 8-8	3962-4501		
	東十条支店				
	尾久支店			荒川区西尾久 3-21-3	3893-6411
	町屋支店				
草加支店	草加市瀬崎 2-37-11	048-928-1511			
阿波銀行	東京城北支店	北区王子 2-30-3 ニッセイ王子ビル 2 階	3927-1051		
青木信用金庫	南平支店	川口市東領家 2-1-1	048-222-1260		
	谷塚支店	草加市谷塚町 1336-2	048-927-1101		
	足立支店	足立区一ツ家 2-10-15	3850-9911		
	江戸袋支店	川口市江戸袋 1-12-1	048-285-3611		
	八潮支店	八潮市緑町 5-12-7	048-995-1121		
	榛松支店	川口市榛松 1-16-8	048-285-8855		
朝日信用金庫	足立・江北支店	足立区関原 3-39-3 (足立)	3840-1511		
	千住支店	足立区千住柳町 7-1	3870-1211		
	西尾久支店	荒川区西尾久 2-30-1	3810-0111		
	西新井・六月支店	足立区西新井 1-20-14 (西新井)	3898-1501		
興産信用金庫	金町支店	葛飾区金町 6-2-1	3607-3166		
東京シティ信用金庫	堀切支店	葛飾区堀切 6-28-13	3602-8181		
	亀有支店	足立区東和 2-2-5	3620-8101		
東京東信用金庫	足立支店	足立区六月 1-22-21	3883-1311		
	綾瀬支店	足立区綾瀬 4-7-12	3605-4141		
	花畑支店	足立区花畑 4-2-13	3858-1851		
	五反野支店	足立区足立 3-9-7	3889-9211		
	竹の塚支店	足立区保木間 1-20-3	3884-0411		
	東和支店	足立区東和 5-3-22	3629-1511		
亀有信用金庫	竹之塚支店	足立区西竹の塚 1-19-10	3899-1101		
	佐野支店	足立区佐野 1-25-2	3628-1212		

金融機関名	店名	所在地(申込窓口)	電話番号	
亀有信用金庫	綾瀬支店	足立区東綾瀬 1-21-17	3620-9911	
	亀有駅北口支店	葛飾区亀有 5-29-5	5682-9321	
足立成和信用金庫	本店・柳町支店	足立区千住 1-4-16 (本店)	3882-0141	
	本木支店	足立区興野 1-15-13	3880-2111	
	亀有駅前支店	足立区中川 4-26-1	3605-2186	
	旭町支店	足立区千住旭町 35-19	3888-6641	
	竹の塚支店	足立区竹の塚 5-15-8	3884-5401	
	江北支店	足立区椿 2-20-2	3896-3131	
	佐野・六木支店	足立区佐野 2-21-10 (佐野)	3620-2121	
	南花畑支店	足立区南花畑 1-1-30	3859-1041	
	皿沼支店	足立区鹿浜 8-31-8	3857-1511	
	西新井駅前支店	足立区栗原 1-1-7	3858-7311	
	入谷・古千谷支店	足立区入谷 2-12-1 (入谷) (R6.4/12まで)	足立区舎人 5-11-15 (入谷) (R6.4/15から)	3855-1911
	綾瀬支店	足立区綾瀬 3-9-20	5697-5711	
	中央支店	足立区梅田 8-2-16	3886-1191	
	北越谷支店	越谷市大沢 3-10-13	048-974-7411	
本木関原支店	足立区関原 2-35-23	3889-9503		
草加支店	草加市中央 2-4-3	048-922-0236		
花畑支店	足立区保木間 3-34-11	3859-3881		
弘道・青井支店	足立区弘道 1-4-2 (弘道)	3852-6311		
八潮中央支店	八潮市中央 1-3-37	048-997-1222		
城北信用金庫	王子営業部	北区豊島 1-10-10	3913-1151	
	十条支店	北区十条仲原 3-13-1	3907-1151	
	西新井支店	足立区西新井 5-2-6	3854-1151	
	綾瀬北支店	足立区綾瀬 5-21-9	3605-1151	
	新田支店	足立区新田 2-11-23	3912-1161	
	一ツ家支店	足立区一ツ家 3-7-12	3860-1121	
	尾久中央支店	荒川区西尾久 3-8-1	3893-8121	
	綾瀬南支店	足立区綾瀬 2-3-14	3603-3371	
	堀切支店	葛飾区堀切 3-25-10	3697-7831	
	宮城支店	足立区宮城 1-28-1	3927-1251	
	足立支店	足立区千住 1-11-2 北千住Vビルディング	3881-1141	
	谷塚支店	草加市谷塚 1-3-16	048-924-9821	
	梅島支店	足立区梅島 3-43-16	3887-8811	
	西新井本町支店	足立区西新井本町 2-31-7	3896-4141	
	入谷舎人支店	足立区入谷 2-22-12	3857-2101	
花畑支店	足立区花畑 1-5-5	5242-2001		
南八潮支店	八潮市大瀬 6-8-22	048-997-2311		
瀧野川信用金庫	本店	北区田端新町 3-25-2	3893-6151	
	東十条支店	北区東十条 5-5-10	3902-1191	
	足立支店	足立区江北 2-26-3	3890-9111	
	五反野支店	足立区青井 2-1-26	3889-8111	
	竹の塚支店	足立区東伊興 1-2-4	3855-3131	
	江北支店	足立区江北 7-15-10	3854-5211	
	保木間支店	足立区保木間 1-31-15	3859-2691	
入谷舎人支店	足立区舎人 1-25-5	5691-3201		
巣鴨信用金庫	鹿浜支店	足立区鹿浜 5-1-3	3899-8311	
	王子支店	北区王子 1-22-15	3927-6111	
全東栄信用組合	西新井支店	足立区西新井 2-32-13	3898-3111	
江東信用組合	舎人支店	足立区舎人 1-10-18	3855-3311	
	綾瀬支店	足立区綾瀬 3-16-4	3605-4111	
青和信用組合	五反野支店	足立区西綾瀬 2-23-23	3840-4111	
大東京信用組合	花畑支店	足立区花畑 4-37-16	3859-2111	
	足立支店	足立区西新井本町 4-8-16	3898-2111	
第一勸業信用組合	尾久支店	荒川区西尾久 1-21-15	3893-7205	
	亀有支店	葛飾区亀有 3-20-8	3602-9161	
商工組合中央金庫	東十条支店	北区東十条 3-13-10	3913-7151	
	本店営業部	中央区八重洲 2-10-17	3272-6111	
上野支店	台東区上野 1-10-12	3834-0111		

令和6年2月16日までに契約した金融機関を掲載しています。最新の情報は区HPをご確認ください。

区からの補助

利子補給

金融機関に支払う利息の一部を補助します(一般事業資金を除く)。補助内容などは別頁の「足立区あっせん融資一覧」をご参照ください。

区外転出・廃業等の場合、補助は受けられなくなります。届出の遅延などにより補助金等が振り込まれてしまった場合、後日返還※4させていただきます。

信用保証料補助

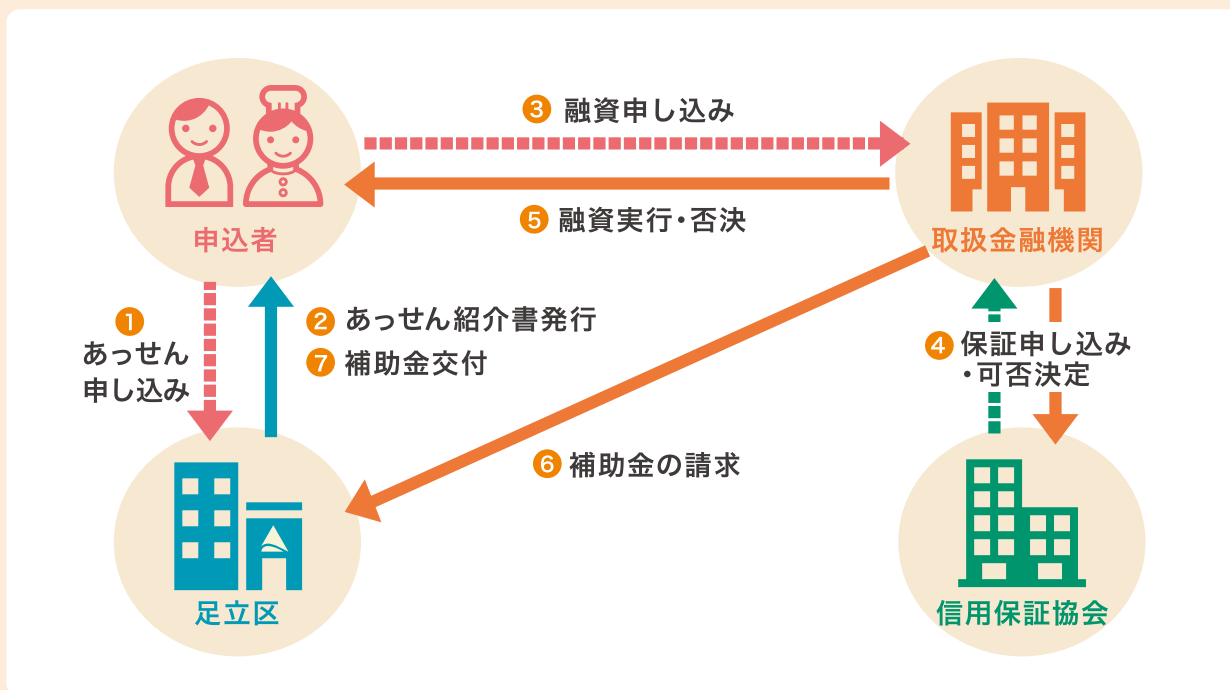
信用保証協会の保証を受ける際に必要な信用保証料の一部を補助します(借換資金を除く)。補助内容などは別頁の「足立区あっせん融資一覧」をご参照ください。

融資を繰り上げて完済した場合は原則として補助金の一部を区に返還※4させていただきます。

(信用保証料と区の補助金は、当初の返済予定回数に基づいて額が計算されており、返済回数が短縮されると再計算され減額となるためです。)

※4 返還金が未納の場合、新規に融資あっせん申し込みはできません。すでにあっせんを受けた融資の補助も一旦停止されます。

手続きの流れ



- 融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口(最終面参照)へ
- 区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- 区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申し込み
- 信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定(東京信用保証協会千住支店:千住仲町40-10 Tel3888-7231)
- 融資の実行 ※申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- 金融機関が申込者の委任を受け信用保証料補助金を区に請求
- 6を受け2~3ヶ月後に信用保証料補助金を申込者口座に振り込みます。利子補給金についても、委任を受けた金融機関の請求により、1/1~6/30の期間分を9月に、7/1~12/31の期間分を3月にまとめて振り込みます

融資あっせんの申し込みに必要な書類

個人の場合

必ず必要なもの

- 足立区中小企業融資申込書※1(要実印)
- 当該年度における納期到来分の区民税領収書※2、引落口座の通帳原本、納税証明書原本※3のうちいずれか一つ(区民税非課税の方は課税証明書原本)
証明書発行場所:区役所1階・課税課
Tel3880-5230~2 または各区民事務所
- 直近の確定申告書の控(税務署収受印※4のあるもの)
- 住民票原本(最近3ヶ月以内に発行されたもので本籍およびマイナンバーの記載がないもの)
- 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)

法人の場合

必ず必要なもの注1

- 足立区中小企業融資申込書※1(要実印)
- 直近の確定申告分の法人住民税納税証明書原本(予定納税分含め納付全額が確認できる場合は領収書でも可)
証明書発行場所:足立都税事務所
西新井栄町2-8-15 Tel5888-6211
- 直近の確定申告書の控(税務署収受印※4のあるもの)
- 履歴事項全部証明書原本(最近3ヶ月以内に発行されたもの)
証明書発行場所:東京法務局城北出張所
葛飾区小菅4-20-24 Tel3603-4305
- 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)

注1 特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は他にも必要な書類があります。区のホームページをご覧ください。

融資の種類により必要なもの

- 【設備資金を申し込む場合】見積書・図面など ※発行日・宛名(個人は氏名、法人は法人名)が記載されたもの
- 【創業資金①を申し込む場合】創業計画書 ※区の中小企業相談員の面談・承認が必要
- 【創業資金②を申し込む場合】開業・廃業等届出書、法人設立届出書
- 【法人が経営安定資金を申し込む場合】セーフティネット保証の認定書
- 【経営革新資金を申し込む場合】経営革新計画書 ※区の中小企業相談員の面談・承認が必要

- ※1 区の融資あっせん窓口、各取扱金融機関で配布
融資の種類ごとに申込書を作成(同一の種類で運転資金・設備資金併用の場合、1件の申し込みになります。)
- ※2 各年度の第1期の納期到来前に申し込む場合は、前年度の全期分の領収書等が必要
分割納付の場合は、分割前の税額と納期を基準にして納期到来分まで納付が済んでいることが必要
- ※3 納税証明書だけでは確認できない場合あり。その際は納入通知書などの提示が必要
- ※4 電子申請・申告の場合、税務署から返信されたメール(「メール詳細」「受信通知」等)を印刷した物の提示が必要

融資あっせん申込窓口・問い合わせ先

足立区企業経営支援課相談・融資係

〒120-8510
足立区中央本町1-17-1 南館4階
Tel 3880-5486 / Fax 3880-5605

HP <https://www.city.adachi.tokyo.jp>

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

年末・年始を除く平日/午前9時~午後5時 ※原則予約不要

アクセス

東武スカイツリーライン
梅島駅より徒歩12分
五反野駅より徒歩15分



※公共交通機関をご利用ください

地図は簡略図



発行:足立区 編集:産業経済部企業経営支援課

